

転居届に関連する主な手続き

●各手続きを代理人が行う場合、下記の「必要なもの」以外に委任状や代理人の本人確認書類などが必要となることがありますので、事前に各担当課にお問い合わせください。

令和8年4月1日 阪南市役所市民部市民課作成

下記にあてはまる方は世帯にいますか？あてはまる手続きをご自身で確認してください

分類	該当	完了	対 象 者	手 続 き	必要なもの	担当課
住民登録等			マイナンバーカードをお持ちの方	☐ 券面記載事項変更	☐ マイナンバーカード	<1階①③④⑤> 市民課
			印鑑登録をしている方	※住所は自動的に変更されます。		
			戸籍について相談したい方	☐ 転籍届、婚姻届、離婚届など	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
国民健康保険等			国民健康保険に加入している方	☐ 資格確認書、資格情報のお知らせの変更	☐ 国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせ	<1階⑰> 保険年金課
			公的年金を受給している方 ※日本年金機構に個人番号が未収録の方、住所変更抑止の方	☐ 年金受給権者住所変更届	☐ 基礎年金番号のわかるもの	
			後期高齢者医療保険に加入している方	※後日、変更後の資格確認書又は資格情報のお知らせを郵送します		
介護保険			介護保険に加入している方	☐ 被保険者証等の記載事項変更	☐ 介護保険被保険者証(その他、転居前の住所記載の介護保険関連証書)	<1階⑯> 介護保険課
障がい福祉			障がい者の手帳を持っている方	☐ 各種手帳の住所変更	☐ 各種手帳	<1階⑭> 市民福祉課
			重度障がい者医療証を持っている方	☐ 医療証の住所変更	☐ 重度障がい者医療証	
			特別児童扶養手当を受給している方	☐ 氏名・住所変更届	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している方	☐ 住所・氏名・支払変更届		
			障害福祉サービスを受けている方	☐ 申請内容変更届	☐ 障害福祉サービス受給者証	
			自立支援医療(更生・育成・精神通院医療)を受けている方	☐ 受給者証等記載事項変更届	☐ 既存の受給者証	
子ども関係			0歳から高校生年代までの子どもがいる方 (子どもだけが転居する場合も含む)	☐ 児童手当の別居監護申立 ※児童手当受給者と児童が異なる住所に住む場合必要です。	☐ マイナンバーカード ☐ 本人確認書類(運転免許証等)	<1階⑪> こども支援課
				☐ 子ども医療証の住所変更	☐ 子ども医療証	
			ひとり親家庭等に該当する方	☐ 児童扶養手当の住所変更 ☐ ひとり親家庭医療証の住所変更	☐ 児童扶養手当証書 ☐ ひとり親家庭医療証	
			幼稚園・保育所・認定こども園等に在籍している子どもがいる方	☐ 住所変更	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<1階⑩> こども政策課
			小学生・中学生の子どもがいる方	☐ 転校手続き (転入学通知書の交付)	※「転入学通知書」を転校先の学校へ提出してください。詳しくは担当課へお問い合わせください。	<2階⑳> 教育総務課
				☐ 指定外区域外就学申請(校区以外の学校への通学を希望する場合)	☐ 該当事由の添付書類 ※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			留守家庭児童会※を利用している方 (※放課後児童クラブ)	☐ 阪南市留守家庭児童会記載事項変更届出	☐ ※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<2階㉑> 生涯学習推進室
			障害児通所支援を受けている子どもがいる方	☐ 申請内容変更届	☐ ※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<1階⑭> 市民福祉課
その他			犬を飼っている方	☐ 犬の登録事項の変更	※詳しくは担当課へお問い合わせください。  手続きはWEBでも可。	<1階⑥> 生活環境課
			浄化槽又は汲み取り便槽を利用している方	☐ 浄化槽各種届	※維持管理・清掃等について説明を受けてください。  手続きはWEBでも可。	
			今までのお住まいが空き家になる方	※詳しくは担当課へお問い合わせください。		<分館㉔> 都市整備課
			水道(及び下水道)の使用の開始・中止	インターネットでお手続きが可能です (2次元バーコードからお申込みいただけます) ※希望日の3営業日前まで受付可能 ※詳しくは下記のところへお問い合わせください。 大阪広域水道企業団 泉南地域水道センター(阪南出張所)  ☎072-470-2155		

★★あてはまる手続きをご自身で必ず確認してください

手続きチェックシート

転居

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所での手続きに際して本人確認をいたしますので、本人確認書類(原本)の提示をお願いします。

【1点で本人確認できるもの】

官公署が発行した顔写真付きの身分証明書(有効期間内のものに限る)(例:マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など)

【確認に2点が必要なもの】

(例:健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳、学生証など)

※代理人の方が手続きするときは

- ①代理人の方について本人確認をいたします。
- ②手続きできるかどうか、手続きの対象となる方の関係や委任状等により確認します。
- ③番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の個人番号をご提示していただきます。

関連する手続きについては内側をご覧ください

阪南市内で引越しされた方へ

転居届

新しい住所に住み始めた日から14日以内に届出してください。

【届出に必要なもの】

- ①マイナンバーカード(お持ちの方)
- ②在留カード又は特別永住者証明書(外国人の方)

阪南市役所

〒599-0292
大阪府阪南市尾崎町35番地の1

[代表電話番号]072-471-5678

[窓口開庁時間]午前8時45分から午後5時15分まで

(土・日・祝日・年末年始はお休みです。)